平成３０年（フ）第１３号
栃木県那須塩原市鳥野目１番地41
債務者　人見マチ子
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月21日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成３０年（フ）第１２５８号
大阪府大東市深野５丁目20番16号　アールガーデン野崎403号
債務者　日向　健一
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１４３５号
大阪府豊中市岡町南１丁目11番54号
債務者　畠久保君男
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１４６７号
大阪市住吉区我孫子２丁目10番28―105号、前住所大阪府箕面市船場東３丁目13番52号
債務者　高畠　　愛（旧姓廣谷）
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１８２号
静岡市清水区入江２丁目１番13―802号
債務者　大利エジソン明吉（ＯＲＩ　ＥＤＳＯＮ　ＡＫＩＹＯＳＨＩ）
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月25日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１１号
栃木県那須塩原市三島３丁目126番地５　アンビハウスⅠ―101号、前住所栃木県那須塩原市四区町739番地68
債務者　人見　優子
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月28日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成３０年（フ）第１１７号
愛知県知立市八橋町山田谷８番地81　市営住宅Ｄ棟101号
債務者　加藤　　誠
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月12日午前11時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第４３２号
東京都町田市高ヶ坂６丁目19番12号ゴールドハイツ202
債務者　平間　華恵
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月28日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第３３４号
東京都昭島市松原町５丁目４番10号
債務者　島谷　　昇
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月29日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第３３５号
東京都昭島市松原町５丁目４番10号
債務者　島谷　清美
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月29日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成３０年（フ）第１０１号
福岡県大牟田市大字吉野1456―１　石倉方、住民票上の住所福岡県春日市松ヶ丘１丁目49番地
破産者　辻　　知光
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続終結

平成２８年（フ）第５７３号
栃木県宇都宮市石井町3414番地23
破産者　福田　秀夫
1　決定年月日　平成30年４月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３９３号
栃木県宇都宮市御幸ヶ原町139番地101
破産者　福冨　昌昭
1　決定年月日　平成30年４月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第６６号
大阪府岸和田市西大路町７―７、商業登記簿上の本店所在地大阪府泉南郡熊取町若葉１丁目17番22号
破産者　有限会社シュウ木工
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１３６号
大阪府泉佐野市日根野7005番地
破産者　フジ開発株式会社
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第３８７号
名古屋市中区栄４丁目15番14号栄ハイホーム415号
破産者　株式会社ネクストオーダー
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部